

2008年10月5日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

**整備計画案の塔の島地区 1500m³/s 改修は過大！河床掘削は必要なく、抜本
の見直しが必要！ 1200m³/s 改修で戦後最大洪水に対応可能！**

「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書案」（平成20年9月27日 淀川水系流域委員会）はp13の下から4行目から「整備局から関係自治体に提出された資料において『宇治川上流区間は整備計画後において基本方針での河道まで整備。淀川本川、宇治川下流の河道掘削をさらに実施し、基本方針段階で流下能力1500m³/Sとなる。』とし、整備計画後の宇治川上流区間の最小流下能力を1200m³/Sとしている。これは、表現の問題ではなく、計画論の根本問題である。」と重大な指摘をおこなっている。

この資料は「京都府知事説明資料 淀川水系河川整備計画（案）について 平成20年6月20日 国交省近畿地方整備局」（08年7月1日「淀川水系河川整備計画（案）」に係る京都府知事説明資料（平成20年6月30日）について」報道発表）のp19である。

この問題はすでに指摘してきたところであるが、委員会の指摘と資料によっていっそう明白となった

宇治川上流区間（山科川合流点から上流を宇治川上流区間、下流を宇治川下流区間としている）といっても宇治橋から下流の流下能力は1900m³/sである（整備局説明）。重大な問題は整備計画案が塔の島地区の流下能力を1500m³/sに増大するために世界遺産と一体となった宇治川の景勝の地を破壊してでも大規模な河床掘削を実施しようとしていることである。

問題は、整備計画が整備期間中に実施する計画を策定するものであるにも関わらず案は前述のように『宇治川上流区間は整備計画後において基本方針での河道まで整備。淀川本川、宇治川下流の河道掘削をさらに実施し、基本方針段階で流下能力1500m³/sとなる。』という20～30年の整備期間の後に、淀川本川、宇治川下流の河道掘削をさらに実施しなければ流下能力1500m³/sとならないものを整備計画に位置づけていることである。

結局、流域住民も自治体をも欺くところの塔の島地区の1500m³/S改修・河床掘削計画は、琵琶湖後期放流1500m³/S放流のためであって、宇治川洪水に対応するためのものでない。そして戦後最大の宇治川洪水に対応するための流下能力は1200m³/Sであるということが明白になった。

したがって意見書案が指摘しているように塔の島地区の改修は、塔の川締切堤の撤去、導水管の撤去、亀石遊歩道の撤去、同周辺の道路の部分かさ上げの対策を実施すれば流下能力は1120m³/Sに回復し、さらに落差工を1m切り下げた場合1220m³/Sになる（通し番号151＝受付番号1392への整備局の回答）。塔の島地区を大規模に河床掘削する計画は緊急性・必要性がなく、抜本的に見直されなければならない。

ダムの効果について

整備計画では

- (1)遅れている中上流部の治水安全度を向上し、せめて戦後実際に発生した最大洪水を安全に流下
- (2)淀川本川では、中上流部で計画規模(1/150年)の雨が降っても洪水を安全に流下

(1) 各区間の最小流下能力の状況

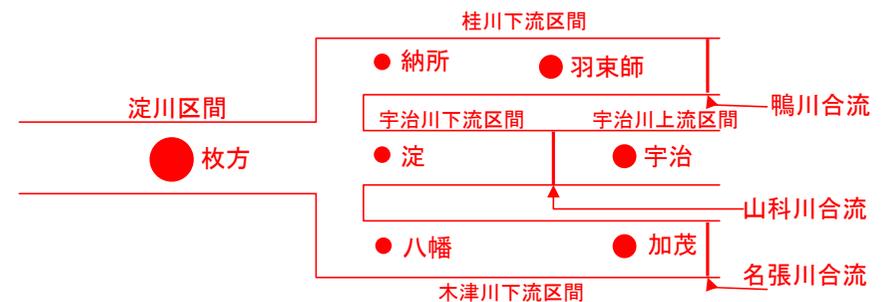
		現況		整備計画後		基本方針
		① m³/s	② ①/⑤	③ m³/s	④ ③/⑤	⑤ m³/s
木津川下流区間		4,900	79%	4,900	79%	6,200
宇治川	上流区間	890	59%	※1,200	80%	1,500
	下流区間	1,900	86%	1,900	86%	2,200
桂川下流区間		2,000	38%	3,700	70%	5,300
淀川区間		10,500	88%	10,700	89%	12,000

※宇治川上流区間は整備計画後において基本方針での河道まで整備。
淀川本川、宇治川下流の河道掘削をさらに実施し、基本方針段階で流下能力1,500m³/sとなる。

(2) 淀川本川のピーク流量の三支川の内訳

	現況	整備計画後	
		川上・大戸川 ダム無 m³/s	川上・大戸川 ダム有 m³/s
木津川 (八幡)	5,600 5,500	5,800 5,700	5,300
宇治川 (淀)	1,300	1,500	1,000
桂川 (納所)	3,600 3,500	4,400	4,400
淀川 (枚方)	10,500 10,300	11,700 11,600	10,700

計画規模洪水(昭和47年台風20号型)



2、第70回委員会（H20.1.9）審議資料1-5 【補足資料 その2】

・洪水規模と宇治川改修の関係について 平成20年1月9日 近畿地方整備局
洪水規模と宇治川改修の関係について

- 淀川水系河川整備計画原案における宇治川改修は、戦後最大洪水である昭和28年台風13号による洪水が現状で再来した場合に安全に流下できるよう整備を行うこととしています。（図-1）この整備が完了すると塔の島地区では計画河道が完成します。
- この整備による効果は、図-2、3に示すとおり、整備計画後は現況と比較して流下能力が大きく向上していることが分かります。
- この流下能力の算定にあたっては、第69回審議資料1-4でご説明しているとおり、同じ量の雨であっても時間的な偏りや地域的な偏り等、その降り方によって発生する洪水の流量や各支川の合流量は変化するので、本川及び支川流量が常に計画高水流量の比率で分配されているとの仮定にもとづいた水位と流量の関係を用いています。
- 図-2では、計画断面まで掘削した区間においても計画流量を安全に流下させることができていませんが、将来において宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることが出来ます。
- また、琵琶湖後期放流は下流洪水が低減し下流河道の水位が低下した状態で迎えることになるため、淀川水系河川整備計画原案で想定する整備内容を完了することで1,500m³/sを安全に流下させることができます。
- なお、第69回委員会審議資料1-5は、現況から整備計画に至るいくつかの段階において、洪水規模によってどの箇所がどのくらい危険になるのかを概観するために作成したもので、堤防から一旦溢れた氾濫水が再度河道内に戻ってくるといった現象も含めて検証する必要があるため、計画の検討手法とは異なる不定流計算手法による流量を用いて水位を算出しています。

*図-1，図-2，図-3省略（ホームページで資料を参照されたい）

3、整備局への質問と回答

淀川水系流域委員会第71回委員会（H20.1.29）審議参考資料1-1

淀川水系河川整備計画原案に関わる質問・回答集（受付番号1465～1527）

p9 通し番号54、受付番号1510 質問者 藪田秀雄

○質問対象 4.3.3 上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策

第70回委員会補足資料その2「洪水規模と宇治川改修の関係について」において「図-2では、計画断面まで掘削した区間においても計画流量を安全に流下させることができていませんが、将来において宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることが出来ます。」とあります。

- ① 「計画断面まで掘削した区間においても計画流量を安全に流下させることができていません」とあるが、もう掘削したのですか、「できていません」という言葉も過去形なのですが、言葉の間違いでしょうか。

- ②「計画断面」と「計画断面まで掘削した区間」について具体的に説明してください。
- ③「計画断面まで掘削」してなぜ計画流量を安全に流下させることができないのですか。
- ④「将来において宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることが出来ます。」とありますが、「宇治川下流部及び淀川本川の改修」の具体的内容と、将来とはどの時点を意味しているのか、具体的に説明してください。
- ⑤「計画流量を安全に流下させることができていない計画断面まで掘削した区間」が、「宇治川下流部及び淀川本川の改修が完成すれば」なぜ計画高水位以下で計画流量を安全に流下させることが出来るようになるのですか、具体的に説明してください。

○回答

宇治川の水位は下流の三川合流部における水位の影響を大きく受けます。宇治川において同じ流量であっても、下流の水位が高いときに比べて、下流水位が低い場合は、塔の島地区を含む宇治川の水位は低くなります。

【補足資料 その2】の図-1は昭和28年台風13号×1.0倍を対象とした再現であり、淀川ピーク流量が8,200m³/sで、塔の島地区の河道整備実施後において宇治川の水位が計画高水位以下となることを示しております。

図-2は、淀川本川及び支川流量が常に計画高水流量の比率で分配されると仮定した場合に得られる河川内の各地点における一意的な水位と流量の関係（この関係を河川の流下能力としている）を評価したものであり、塔の島地区の河道整備実施後において、図-1のように三川合流部の水位が低い条件では宇治川の計画高水位以下で1,500m³/Sを流すことができることに対して、淀川水位が計画高水流量である12,000m³/s流下時には宇治川で1,500m³/sの流下能力が確保できていないことを示しております。

この結果から図-2について、「計画断面まで掘削した区間においても計画流量を安全に流下させることができていません」という評価をしております。ただし、この表現は正確性を欠いていた点がありますので「計画断面まで掘削することを予定している区間で、掘削後においても計画流量を安全に流下させることはできません」と訂正させていただきます。

また、質問②の「計画断面」とは、計画流量を安全に流下させるために現時点で設定している断面のことを指し、「計画断面まで掘削した区間」とは、原案で記載しております塔の島地区の河道整備後を指しており、将来的に実施する淀川本川及び宇治橋下流の河床掘削により宇治橋下流の水位を下げるた後には、「計画断面まで掘削した区間」においても1,500m³/sの流下能力を確保することができます。

上記をまとめますと、宇治川では原案に記載されている塔の島地区の河道整備後において、昭和28年台風13号×1.0倍洪水を計画高水位以下で流すことができます。ただし、**塔の島地区の河道整備実施後においても、当該区間の流下能力としては1,500m³/sを確保できていません。これは下流淀川水位が計画高水位である12,000m³/s流下時のように高い水位の場合に塔の島地区で1,500m³/sの流下能力**

が確保できていないということを意味しており、将来的に実施する淀川本川及び宇治橋下流の河床掘削による宇治川の水位低下によって、塔の島地区において計画高水流量の1,500m³/sを計画高水位以下で流下させることが出来るようになります。

- 4、08年2月7日の淀川水系流域委員会宛の意見「原案審議に関する質問と意見」（一般からの意見 954）の質問4で指摘し、第72回委員会（080211）の傍聴者発言でも指摘しています。

以上